

工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
丸友開発株式会社	静岡県浜松市中央区東若林町285	令和8年4月9日から 令和8年5月8日まで (1か月)	別表第2第8号(建設業 法違反行為)	丸友開発株式会社は、静岡県浜松土木事務所発注の「令和7年度[第37-Z0808-01号]県営住宅芳川団地A棟建替事業1号棟解体工事」等に関し、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でない者をおの現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事から監督処分(指示処分)を受けた。 本内容が、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当するため、1か月の指名停止とする。
大日コンサルタント(株) 静岡事務所	静岡県静岡市葵区御幸町11-30	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁 止法違反行為)に該当	大日コンサルタント株式会社らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお大日コンサルタント株式会社及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
ジェイアール東海コンサルタンツ(株) 静岡営業所	静岡県静岡市駿河区南町3-1	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なおジェイアール東海コンサルタンツ株式会社及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。
(株)トーニチコンサルタント 静岡事務所	静岡県静岡市葵区呉服町2-3-1	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当	株式会社トーニチコンサルタントらは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお株式会社トーニチコンサルタント及び他2社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成18年湖西市告示第101号)第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)、第4条第3項及び指名停止要領の運用基準の規定に該当するため、当該者を3か月の指名停止とする。